

令和5年第10回嘉麻市農業委員会総会議事録

| | | | | | | |
|----------------------|--|--------|------|----------|-------|----|
| 招集年月日 | 令和5年10月10日 | | | | | |
| 招集の場所 | 嘉麻市役所5階会議室 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣言 | 開会 令和5年10月10日 10時30分 | 開会宣言 | 縄田 緑 | | | |
| | 閉会 令和5年10月10日 11時30分 | 閉会宣言 | 縄田 緑 | | | |
| 付議案件 | ① 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について (6 件) ② 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請について (1 件) ③ 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について (1 件) ④ 議案第37号 農用地利用集積計画(案)の決定について (4 件) ⑤ 議案第38号 嘉麻市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案に関する意見照会について (1 件) ⑥ 証明第3号 非農地証明願について (1 件) ⑦ 通知第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について (6 件) | | | | | |
| 出席及び欠席 | 出席 14 名 | | | 欠席 1 名 | | |
| 議事録署名委員 | 13 番 | 中村 由美 | 14 番 | 縄田 緑 | | |
| 職務の為委員会に 出席した者の氏名 | 事務局長 | 松尾 典子 | 庶務係長 | 犬丸 貴弘 | | |
| | 主任主事 | 守上 諄 | | | | |
| 農業委員 出席状況 | 議席 番号 | 氏名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏名 | 出欠 |
| | 1 | 武田 陽一 | ○ | 9 | 田中 久 | ○ |
| | 2 | 山田 恵子 | ○ | 10 | 松尾 孝嗣 | × |
| | 3 | 嶋田 尋美 | ○ | 11 | 品原 勇二 | ○ |
| | 4 | 田子森 富雄 | ○ | 12 | 井手 勇 | ○ |
| | 5 | 中嶋 誠 | ○ | 13 | 中村 由美 | ○ |
| | 6 | 藤島 進 | ○ | 14 | 縄田 緑 | ○ |
| | 7 | 添田 實 | ○ | 15 | 縄田 精二 | ○ |
| | 8 | 山崎 健一 | ○ | | | |

| 農地利用最適化 推進委員 出席状況 | 担当地区 | 氏 名 | 出欠 | 担当地区 | 氏 名 | 出欠 |
|-------------------------|-------|-------|----|------|-----|----|
| | 口春・山野 | 藤 春 崇 | × | | | |
| | 漆生 | 梶原 徳幸 | ○ | | | |
| | 下臼井 | 坂本 高行 | ○ | | | |
| | 大隈町 | 松岡 茂美 | ○ | | | |

第 10 回嘉麻市農業委員会総会（令和 5 年 10 月 10 日）

事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにして下さい。

本日、松尾事務局長は対市交渉のため欠席します。

本日の出欠状況をご報告いたします。

在任委員 15 名中、出席者 14 名、欠席者 10 番松尾委員 1 名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第 6 条に従い、本総会は成立しておりますのでご報告いたします。

事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送しておりました令和 5 年第 10 回嘉麻市農業委員会総会議案書、同資料と農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）と新旧対照表の 4 点です。

ご確認をお願いいたします。

事務局 それでは、開会宣言を副会長よりお願いいたします。

副会長 只今より、令和 5 年第 10 回 嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

事務局 会長挨拶をお願いいたします。

会長 【会長挨拶】

事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いします。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第 14 条により議長が指名することにご異議ありませんか？

会場 【異議なしの声】

議長 署名委員につきましては、13 番の中村委員と 14 番の縄田副会長にお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第 34 号を議題といたします。

審議番号 1 番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは 1 ページをお願いいたします。

議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地法第 3 条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。

令和 5 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は、農地法第 3 条関係におきまして、6 件の申請が出ております。

それでは、2 ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号 1

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 地目：田 地積：2,366 m²

申請事由：贈与による

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (78)

申請人譲渡人：福岡市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (82)

譲受人耕作地 自作地：0 m² 借入地：0 m² 計：0 m²

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇であります〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1 ページに位置図、2 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号1 番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、審議番号2 番について、事務局に説明をお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号2

申請地：〇〇〇〇〇〇〇〇番 地目：田 地積：940㎡ 外1筆 計：1,538㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (64)

申請人譲渡人：静岡県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (76)

譲受人耕作地 自作地：4,682㎡ 借入地：0㎡ 計：4,682㎡

申請事由：売買による

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人であります〇〇 〇〇氏より永小作権をしていた農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくお願ひいたします。資料といたしまして3ページに位置図、4ページに申請地図を添付してあります。以上でございます。

議長 審議番号2番について、地区担当：梶原推進委員に説明をお願いいたします。

梶原推進委員 梶原でございます。事務局より説明がありましたとおり〇〇 〇〇氏と〇〇 〇〇氏は以前より借地契約がされており、今現在も葡萄の果樹園および路地栽培の野菜等が耕作されてあります
〇〇氏は静岡県〇〇市の在住でございます、こちらへ帰って来る計画はないということとで所有権移転の同意がなされました。
ご審議お願ひいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号2番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号2番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで推進委員の退席をお願いします。

議 長 続きます、審議番号 3 番について、地区担当:藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第 3 条関係審議表番号 3

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇番〇 地目：田 地積：614 m² 外 2 筆
計：817.77 m²

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (65)

申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (90)

譲受人耕作地 自作地：18,741 m² 借入地：6,292 m² 計：25,033 m² 申請事由：贈与による

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇 〇〇氏より利用権設定をしていた農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして 5 ページに位置図、6 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 3 番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

事務局 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 3 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きます、審議番号 4 番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号4

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇番〇地目：田 地積：1,200㎡ 計：1,200㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (69)

申請人譲渡人：飯塚市〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (72)

譲受人耕作地 自作地：55,486.95㎡ 借入地：41,274.93㎡

計：96,761.88㎡ 申請事由：贈与による

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇 〇〇氏より贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくお願いたします。資料といたしまして7ページに位置図、8ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号4番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号4番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、審議番号5番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号5

申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 地目：田 地積：452㎡ 計：452㎡

申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (65)

申請人譲渡人：福岡市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 (55)

譲受人耕作地 自作地：18,741㎡ 借入地：6,292㎡ 計：25,033㎡

申請事由：贈与による

権利内容：所有権移転 贈与

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が、譲渡人であり、〇〇 〇〇氏より贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくお願いたします。資料といたしまして9ページに位置図、10ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号5番について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号5番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、審議番号6番について事務局に説明をお願いいたします。
それでは、3ページをお願いいたします。

農地法第3条関係審議表番号6

申請地：○○○○○○○○ 地目：田 地積：1,817㎡ 外3筆
計：6,844㎡

申請人譲受人：嘉麻市○○○○○○○○ ○○ ○○ (78)

申請人譲渡人：飯塚市○○○○○○○○ ○○ ○○ (72)

譲受人耕作地 自作地：6,295㎡ 借入地：1,478㎡ 計：7,773㎡ 申請事由：
売買による

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の○○ ○○氏が、譲渡人であり、○○ ○○氏より売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われ、また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われ、ご審議よろしくお願いたします。資料といたしまして11ページに位置図、12から14ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号6番について、地区担当：坂本推進委員に説明をお願いいたします。

坂本推進委員 坂本です。本日の3条関係の説明を行います。
事務局より説明のありました該当農地4筆は、○○の1筆を除いて他の農業者に利用権設定がされており、水稻栽培がなされておりました。
○○の246㎡につきましては家庭菜園の畑として利用されております。
利用権設定されていた農地につきましては今回の申請に際し、解約が行われております。譲渡人の○○は飯塚市在住で、先に説明しましたとおり所有農地は利用権設定により耕作されており、本人は非農家でございます。
譲受人の○○氏は○○氏と義兄弟でございます、速やかに申請が行われております。譲受人は農業に従事しており、現在8反の水稻栽培をしております。
在住地区は申請地区の隣であり、車や農機具等で10分ほどしかかかりません。作業等には問題なく、地域農家の相談役として期待されているものでありますので申請に問題はないと思われ、ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号6番について、ご質問はございませんか。

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号6番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第 35 号を議題といたします。

事 務 局 それでは、4 ページをお願いいたします。
議案第 35 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 5 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事 務 局 今月は、農地法第 4 条関係におきまして、1 件の申請が出ております。
それでは、5 ページをお願いいたします。

農地法第 4 条関係審議表番号 1
 申請地：○○○○○○○○○○ 地目：畑 地積計：995 m²の内、108.26 m²
 申請人：嘉麻市○○○○○○○○ ○○ ○○
 転用目的：住宅専用通路の新設
 農地区分：第 3 種農地

事 務 局 この申請は、申請人の○○ ○○氏が住宅専用通路の新設を目的として転用を計画して
いるものであります。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思
われます。資料といたしましては、15 ページに位置図、16 ページに申請地図、17
ページに土地利用計画平面図を添付しております。以上でございます。

議 長 審議番号 1 番について、地区担当：松岡推進委員に説明をお願いいたします。

松岡推進委員 松岡でございます。ご説明にありましたとおり住宅、倉庫の改築のため通路の新設です。
本日現地で確認していただきました。
ご審議をお願いいたします。

議 長 只今、推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
審議番号 1 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。よって、本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思いをします。
ここで推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、審議番号 36 号を議題といたします。
審議番号 1 番について、地区担当：藤春推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、6 ページをお願いいたします。
議案第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 5 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

今月は、農地法第 5 条関係におきまして、1 件の申請が出ております。
それでは、7～9 ページをお願いいたします。

農地法第 5 条関係審議表番号 1
申請地：○○○○○○○○○○ 地目：田 地積：2,340㎡ 外 24 筆 地積計：
10,716㎡
申請人譲受人：合同会社○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○
申請人譲渡人：○○ ○○ 外 6 名
転用目的：蓄電池設備の設置
農地区分：第 1 種農地

事 務 局 この申請は、譲受人の合同会社○○○○○○○○ ○○○○○○○○が譲渡人の○○ ○○ 外 6 名より売買で取得し、蓄電池設備の設置の転用を計画しているものであります。
蓄電池設備とは、太陽光発電は、昼間多くの電力を発電し、需要と供給のバランスによりその一部は使われずに捨てられています。その使わずに無駄にしている電力を、昼間蓄電池設備に貯めて、夕方から夜間にかけて電力が足りなくなったときに放電する設備です。
地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といたしまして、18 ページに位置図、19 ページに事業全体計画見取図、20 ページに土地利用計画平面図、21 ページに縦横断図、25 ページに申請地図を添付しております。
以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

武 田 委 員 ○○○とは以前○○○○○○地域に申請のあった○○○の会社ですか？

井手委員 関係はないと思います。

武田委員 この会社はどこから電力を引っ張ってくるのですか？

議長 私が聞いた説明だと、引っ張ってくるんじゃなくて、〇〇の余ってる電力が送られてくるという設備だと聞いておりますが。

武田委員 それはないと思います。〇〇からは直電できないです。売電です。売電施設の太陽光から引っ張ってきて、変電所ありますよね。変電所から持ってきた分を、蓄電して、夕方販売するっていう。この〇〇〇〇っていう会社をちゃんと把握されたうえで、申請を受け取られてますか。〇〇〇〇っていう会社は全国あって、これは49になってますけど、全部で68か70ぐらいあります。各々各地域で番号があって会社があるんですけど、いろんなところで問題起こしてます。〇〇とか〇〇とかそこら辺で。農業委員会が簡単に許可出せるもではない。

議長 これは最終的に県の判断なので、農業委員会として審議して進達しなくてはいけない。県が最終的に判断するものなので、そのための第1段階が農業委員会であって、農地法では良いですかという判断を下さなければいけない。内容が間違っていなければいいという判断しかできない。

武田委員 書類上問題ないとしてもこういった特殊な案件は議会でも入ってもらってそこで話をする必要があるかと思いますが。

議長 農業委員会としては書類上不備がなければ県に進達しなければならない。そのための審議をするのが農業委員会ではないでしょうか。

議長 その他質問がなければ採決に入りたいと思います。
審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって本案は県の許可案件でありますので、県に進達したいと思います。
続きまして、議案第37号を議題といたします。

事務局 それでは、10ページをお願いいたします。
議案第37号 農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。
令和5年10月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。それでは 11 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定が新規 3 件 4 筆 5,970 m²、更新 1 件 8 筆 10,535 m²、計 4 件 12 筆 16,505 m²

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんがご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

会場 【なしの声】

議長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。続きまして、議案第 38 号を議題といたします。

事務局 それでは、12 ページをお願いいたします。
議案第 38 号 嘉麻市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案に関する意見照会について
農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定により農業委員会の意見が求められているため審議に付する。
令和 5 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

議長 本件は市長部局から農業委員会に意見が求められている案件であります。

議長 本件について、市長部局に説明員の出席を要請しております。説明員に説明をお願いいたします。

農政係吉田 農林振興課農政係の吉田と申します。よろしくお願ひします。お手元に資料が二つあると思いますが、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を変更する要綱新旧対照表をご覧ください。主に改正の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法が令和 5 年の 4 月 1 日付で改正になりまして、その改正に伴い、嘉麻市の基本構想も変更させていただいております。改正後の方になりますが、第 1 条の方には人農地プラン及び地域計画を基に利用権設定促進事業などが廃止になりましたのでそちらの要綱を削除し、改正後の内容としております。地域計画を入れた理由といたしましては、経営基盤強化法の方にですね、地域計画が法定化されましたので、その分を追加しているような

内容になります。続きまして 2 ページ目、ここも実質化された人農地プラン及び地域計画という文言を入れております。その下の第 3 条は前の基本構想から順番を入れ替えさせてもらっている内容になります。特に詳細な変更等はありません。第 5 条農業経営基盤強化促進事業に関する事項というページをご覧ください。こちらの内容も先ほどご説明したとおり、地域計画という文言が入ってきています。また利用権設定促進事業を削除し、地域計画推進事業という文言を追加しております。それに伴い、表や番号の調整を行っております。そのしたの地域計画策定事業の事項になりますがこちらについては協議の方法や関係機関との連携、協議する事項、相談窓口設置などの記載をしています。そこでの変更点は、人農地プラン検討会を嘉麻市地域計画策定推進委員会に名称変更を行っております。ここから以降の内容は基本的に表や番号の調整、利用権設定関係の文言の削除を行っております。説明は以上になります。

議 長 只今、説明委員の説明が終わりました。本案について、ご質問はございませんか？

井手委員 農地プランから、地域計画になったということで聞いています。最初に地域計画が策定されたのは令和 2 年。今は利用権設定をして、土地の貸し借りをしていますけども、将来、2年の猶予期間で、それらを、中間管理機構を通して貸し借りをするという説明を受けるんですが、県に説明に来てもらった時には、例えば利用権設定が、6年とか10年とか長いスパンで借りてる時、貸し借りしている人は、2年後の猶予期間を超えます。そういう場合は実際どうなるのかということをもつと聞きします。

農政係吉田 はい。ただ今のご質問に対してですが、利用権の設定は、利用権促進事業に関わってくるんですけど、こちらの分で相対、いわゆる個人同士での利用権設定の方法が無くなりますよという形になります。それに伴い、令和7年3月31日まで利用権を設定することができるんですけども、現段階で10年以上の権利を結んでいる場合、その期間そのままの利用権設定の利用が可能です。10年で設定した場合、地域計画の中で目標地図と言って、今後この農地はだれが管理していくかになるんですけど、現状のまま、今の耕作者がそのまま耕作していただけるなら今利用権結んでいる方がそのままの目標地図の中の次の耕作者になります。10年結んでも、何らかの理由で離農したり、10年後には地域の担い手に集積するなどの場合は、地図上その次の担い手を書いていただくようになります。現状の耕作者で変わりが無い場合は、そのままの利用権設定で問題ありません。

井手委員 追加質問ですが、実際の中間管理機構について、まず担当者が誰なのか、どういう手続きをすればいいのかわかりません。だれが担当でここに聞いてください、こういう書類をここに持ってきてください、というような説明がまだないため、漠然としたことしか聞いておりません。私は試しに自作地を中間管理機構に上げて、私が耕作するという手続きを一回してみようと考えておりました、そうして流れを把握しておきたい。地域の人というのはどちらかというと、今まで作っていただいている方に、継続して作ってほしいという人たちが半数程度います。誰でもいいから作ってくださいというのが半数程度、買ってくれる人がいるならとにかく買ってくださいという人もいます。漠然

とした話の概要ではなく、具体的な書類などで話をしないと地主が分かりませんので、2年の猶予ということですのでぜひお願いします。

農政係吉田 地域計画自体の説明は、実はコロナの関係で自粛期間もあり、その辺りの説明ができていないのは現状としてあります。今言われるように中間管理機構通しての手続きがどのようなものかということは、うちの農政係としても、100%把握できているということではないのでいったん持ち帰って協議し改めてさせてもらえればと思っております。

添田委員 今までは個人対個人で契約していました。それがだめだと。中間管理機構を通すと。それはどういうメリットがありますか。そこが分からない。個人対個人ではいけないのか。なかなか難しい問題ですこれ。すべて法律で縛ってしまって、こういう風にしないと、米価格は自由になって、耕作地は自由じゃない。

農政係吉田 人・農地プランというのは地区の担い手いわゆる認定農業者だったり、若手の農業者で今後の、農業を継続していく方を位置付け、地区で農地を守っていくというプランであったんですが、法定化されてない計画づくりの一つでした。これを行うに対して、農業をやめられる方、土地を持っていても自分で管理できない方のために中間管理機構というのができまして、中間管理機構を通して、利用権設定を10年以上したら、例えば土地の税金が安くなりますとか、制度のメリットがあったんですけども、中々現状としては中間管理機構を通して、利用権設定や売買なんか、実際の件数としては結構少ないです。今回令和5年の4月に、地域計画の策定が法定化されました。地域計画というのは、地元の農地があると思うんですけども、その農地の地権者だったり耕作者だったり、その人が5年後10年後、農業続けて行ってるかどうかとそれができないのであれば、地元の担い手とかに、農地の利用権設定とかだったり、地元で話し合いをして、農地の管理の目標の地図を作ってくださいというのが法定化になったんです。これができるしまえば中間管理機構は、先ほどの目標地図で、5年後10年後のその耕作者、例えば私が今耕作をしているけど、5年後別の人が耕作をすることになれば、期間が切れるタイミングでその目標地図の次の担い手の人に、中間管理機構が次の人に利用権を設定するような形になります。実際はですねその、法定化されたことによって、中間管理機構を通しての、利用権が法定化になったので、いわゆる相対での利用権設定はなくなるっていうのが、法定化されてどこの市町村もそうやって動いているのが現状です。地元で耕作されている方についてもいきなりそういうこと言われても、今まで相対でしていたのがなくなるからそれを中間管理機構に通すのがわからないというのは分かる意見なのでそこについてはですね、地域計画の説明会も地元でさせてもらわないといけないと思います。

田中委員 担い手とか新規就農者とかは書いてないけど、集約すると今してますよね。農政係の方で。新規就農者で、たまたま私たちの地区に2年前にはいられて、未経験者が入って、隣近所に迷惑がかかっています。草は年に1回刈るかどうかで、地権者に注意を促したら、もう解約しますという話になった。そうしたら国からの3年間ぐらいの補助があるから辞めることはできないと。何らかの指導が必要ではないかと。

- 農政係吉田 今回の内容についてですけれども、一応地域計画とは違う絡みになると思うんですけど、認定新規就農者の方が、基本構想に基づいた目標水準を超すかどうかなどいろいろ審査があります。認定新規就農者になってから、貰える補助金事業っていうのがいくつかあり、そのうちの一つで年間150万の最大3年間貰えるものがあるんですけど、これ自体は今耕作してある、土地に対しての補助金ではなくて、認定新規就農者で、農業を継続してやっているっていう内容で、お金が出ています。その農地自体にお金が出ているわけではないので、そこについては話は変わってくるのかなと思います。農地の管理に関しては当然今利用権を結んで耕作していると思うので、そちらにつきましてはこちらも現地を確認させてもらって、あまりにも状況がひどいようであれば、またお話を別の機会にさせていただければと思います。
- 田中委員 もう一つ、耕作農地の上限がないですよね？20町作る人がいれば、個人で30町の人もいて、管理が行き届いていないことがほとんどです。そんなに作ったらいけない等の指導を農政係の方からできますか？
- 農政係吉田 今のご質問の内容であれば、あくまでも利用権の設定の話ではないんですけど、その方の農業経営の、市の指導でこれ以上面積を増やさないようになんてことはうちの方からは言えないので。農地の管理に対する指導としてはあり得るかと思われまます。
- 田中委員 平坦地はいいけれど、中山間地とか、私たち高い所になったらやはり管理が行き届かない。なので農政係で何か手だてはないかと。
- 農政係吉田 中山間の事業につきましても、来年度で一応5期対策が終わりますので、6期対策に向けた取組もあると思いますので、そこについては今の協定面積の中から、耕作できそうところ、できないところは、はずしてっていうようなことをしていかないといけないのかなと思いますので、それはまた別の事業で対応させていただきます。
- 議長 外に質問ございますか？
- 藤島委員 地域計画で今後どうしたらいいかっていう説明会が各地域宛にあると思うんですけど、説明前に自分でできるようなことはありますか？
- 農政係吉田 ありがとうございます。農事区単位での面積があるので、まずその面積を把握してもらう必要があると思います。農事区単位での最初の地図の作成はうちでしますので、いったん農事区単位で、農地の地図を出して、その地権者、耕作者、と話し合ってもらうのが一番の内容となりますので、地元の中でそういったものを作っていかないといけないうことをまずお話ししてもらえれば、詳しくは役所の方から説明があると思いますので、一緒に話し合いをさせてもらえればと思っております。
- 藤島委員 もう一つ、地域計画で色分けして、最終的には認定農業者しか作れないような状況にな

るやろうけど、嘉麻市全体の中では、中山間地域のような箇所も多いですから、担い手の予約すらうまくいかない、そういう農地でもし、ここで作りたいという人がいても、認定農業者じゃなかったら利用権設定はできませんか？

農政係吉田 担い手というのは、認定農業者、認定新規就農者っていうものになるんですけど、なぜこの人たちを担い手に位置付けているかと言いますと、今後の農業を継続していくうえで、規模拡大をしていく方になってくると思います。なので地元の方が認定就農者、認定新規就農者と協議していく中で、規模拡大をする意思がある方がいらっしゃれば、もしその5年後10年後作れないかもしれない、この人やったら貸してもいい、この人に貸したい、っていうのがあればそこの人に貸してもいいんですけど、基本的に担い手に集約しないといけないっていう話ではないので、現状のまま耕作する方がいけば地図自体も5年後10年後もその人が耕作していくと書くことになります。あくまでも5年後10年後続けるか分からないって方に次ぎ誰が耕作していくのか、耕作者がだれもいなかったら、担い手の規模拡大する人達に、集めて集約していってもらえればっていうところがメインになってきます。担い手だけに作っていってもらってという話ではなく、認定農業者の人じゃなくても、耕作してもらうのは問題ありませんので、その辺りは大丈夫です。

藤島委員 中山間地でも、この部分だけでも作ってみたいなって人がいた場合、そういう人に契約はできますか？

議長 できます。

藤島委員 個人的にですか？

議長 中間管理機構を通じて契約できるはずです。

藤島委員 やはり中間管理機構。農家さんは誰か買うという人がいても一度機構を通じて契約しないといけないというやりづらい。

添田委員 私からもその話に関連してですが、新規就農者が入ってきて維持管理ができていないとそれをどうするかという質問がありましたが、その件については農政係で指導はしてもらえるんですか？

農政係吉田 一応現地を確認して、私も認定新規就農者の事務をさせていただいておりますので、私の方でそこら辺のお話をさせていただこうかなと思っております。

中嶋委員 今中間管理機構の話が出ましたが、中間管理機構が、地域に入って、この地域はいずれ私たちが管理していきます、こういう管理をしていきます、この地域は私たちに任せてくださいと、そういった具合に進んでいかないと役場をはさんで対応していくと二度手間、三度手間とかかってしまうと思います。

農政係吉田 地域計画の策定自体は、市の方が事務で持っているところでもあるので、うちが担当させてもらうんですけど、その中身の説明については、農事区単位で取り組んでいく話になると思うので、そちらについてはまた日程などを調整させていただいて、ご説明の方をさせてもらえればと。

議 長 地元との話も含めての地域計画策定となると思いますので、事務局も、今後説明で地元に行けばこういった意見も出ると思いますので、要検討をお願いしたいと思います。

議 長 本案について、他にご質問はございませんか？

会 場 【なしの声】

議 長 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。よって本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。
説明員の退席をお願いします。

議 長 続きますして、証明第3号を議題といたします。

事務局 それでは、14ページをお願いいたします。
証明第3号 非農地証明願について
証明書交付手続要領の規定に基づき非農地証明願の発行について審議に付する。
令和5年10月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は、非農地証明願について、1件の申請が出ております。
それでは15ページをお願いいたします。

非農地証明願関係審議表番号 1

申請地：○○○○○○○○○○ 地目：田 地積：952㎡ 他1筆 計1,294㎡
申請人：嘉麻市○○○○○○○○ ○○ ○○

資料の27ページをお願いいたします。
当該地は、非農地証明経過書にありますように、平成8年3月31日に転用の許可を得て仮植場及び倉庫として利用していましたが地目変更の手続きはしていませんでした。
資料といたしまして18ページに位置図、22～24ページに変電所の資料、26ページに申請地図、28ページに現況写真、を添付しております。以上でございます。

議長 証明番号 1 番について、副会長に説明をお願いいたします。

副会長 9 月 26 日総会の事前打ち合わせのあと会長と事務局と現地を確認しましたところ、雑種地になっていました。以上です。

事務局 先ほどの議案第 36 号の農地法第 5 条の規定による許可申請にありました蓄電池設置の設置に伴う変電所設備を予定しています。以上です。

議長 本件について、ご質問はございませんか？

藤島委員 平成 28 年に非農地証明一度取られたとのことですが、この件はある程度の期間経過しているからこうやって再度申請しなおさないといけないんですか？

事務局 当初の転用計画がそのまま残っておれば地目の変更も可能であったのですが、今回ずっと使っていたこの土地の現況が変わってしまったために非農地として審議をしてもらっています。事前に転用目的で申請されて、現況証明書を発行、法務局に提出というのが一般的ですが〇〇さん自体が登記を変更せずに使用していたという経緯で今回非農地申請をされています。

議長 その他質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は非農地として証明したいと思います。

議長 続きまして、通知第 10 号を議題といたします。

事務局 それでは、16 ページをお願いいたします。
通知第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和 5 年 10 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

議長 今月は 6 件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております 17 ～18 ページに報告書を添付しております。以上でございます

議長 本件は報告のみでございます。

議長 最後に、会議次第 5 番、その他に入らせていただきます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 次回総会の日程について、11月10日（金）10：30～となっております。
また、12月11日月曜日から1泊での視察研修を予定しておりますので委員の皆様よろしいでしょうか？
クールビズが今月31日までとなっておりますのでお知らせいたします。
以上でございます。

議長 委員さんの方から他に何かございますか？

会場 【なしの声】

事務局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 以上をもちまして、令和5年第10回嘉麻市農業委員会総会を終了いたします

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

13番委員

14番委員